

産業廃棄物収集運搬委託基本契約約款（収集運搬委託約款）

新	旧	備考欄
<p>第3条</p> <p>1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。下記の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。</p> <p>記</p> <p>⑦産業廃棄物の発生工程 ①産業廃棄物の性状及び荷姿 ⑦腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 ⑤混合等により生ずる支障 ⑧日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 ⑨石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 ⑩水銀使用製品産廃の有無 ⑪水銀含有ばいじん等の有無 ⑫特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第1種指定化学物質等取扱事業者であつて、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合 ⑬その他取扱いの注意事項</p>	<p>第3条</p> <p>1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。下記の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。</p> <p>記</p> <p>⑦産業廃棄物の発生工程 ①産業廃棄物の性状及び荷姿 ⑦腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 ⑤混合等により生ずる支障 ⑧日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 ⑨石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 ⑩水銀使用製品産廃の有無 ⑪水銀含有ばいじん等の有無 ⑫その他取扱いの注意事項</p>	<p>(追加)</p> <p>2026年1月1日</p>